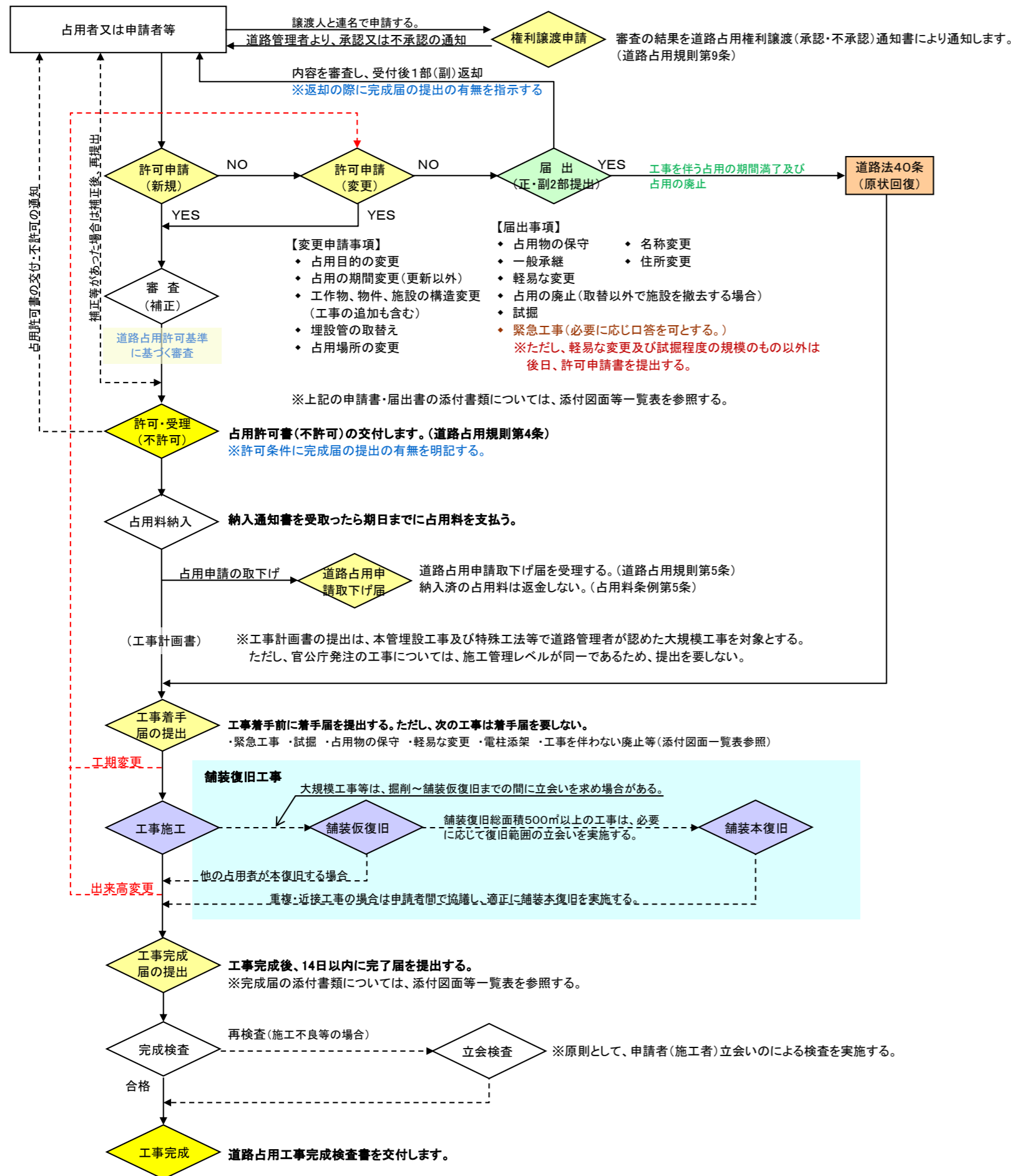


道路占用手続きフローチャート(申請～工事完成)



関係法令等

道路法第32条第3項(変更)

この変更許可は占有が同一性を失わない場合に限られ、新たな占有と認められる場合は占有を廃止し、新たに許可を受けなければならない。
①占有物件の構造の変更であって重量の著しい増加を伴わないもの。
②道路構造や交通に支障のない占有物に対する添加であり、当該占有の目的に付随して行うもの。
③占有期間が満了して更新の許可を受ける場合は、「更新」の手続きにより処理する。(道路法施行令第8条)

道路法第40条第1項

道路の占有期間が満了した場合又は道路の占有を廃止した場合は道路を原状に回復しなければならない。
なお、道路管理者による路線変更、区域変更、供用の廃止、道路の廃止等により、占有場所が道路区域でなくなった場合は本項の規定に準じ、除却義務及び必要に応じ、道路の原状回復義務が課せられる。

市原市道路占有許可基準

道路占有できる場所、占有物件の大きさや構造等を審査する基準であり、平成21年4月1日に改定

市原市道路占有規則第4条

第4条、道路占有(変更)許可書(第1号様式)の交付及び不許可通知書による申請者への通知

市原市道路占有規則第6条

工事を伴う廃止、緊急工事、簡易な変更や試掘は、工事を伴うため、道路使用許可申請等の際に添付が必要となることから、受付後、その場で一部返却する。なお、軽易な変更等に該当する緊急工事以外は、後日、占有許可申請を提出する。

占用料条例第5条(占用料の不還付)

既納の占用料は還付しない。ただし、市長が特にやむをえないと認める事由がある場合は、その全部若しくは一部を還付することができる。

道路法第36条第1項

水道事業、下水道事業、鉄道事業、ガス事業、電気事業等の公益性を有する占有工事着手の1ヶ月前に当該工事の計画書の提出を義務付けている。

工事の時期は、工事の始期及び終期並びに施工時間を言い、この時期を経過しても工事に着手しない場合は、許可は失効し、原則として再度許可申請を提出する。

大規模工事

土留が必要な開削工事及び中大口径推進、シールド等の工事で、占有延長が100m/箇所以上又は本復旧面積500㎡/箇所以上の本管理設工事及び特殊工法によるもので、道路管理者が認めたものとする。

※大規模工事等で施工中に立会いを要するもの

- 本管理設等で掘削面積が大きい場合
- 構造物や家屋等に近接して施工する場合
- 鋼矢板等による大規模な仮設工事を伴う場合
- 特殊工法、特種な材料を使用する場合
- 占有物件が輻輳しており、施工が困難な場合

※申請・届出について、申請者(申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。)が氏名の記載を自署で行う場合又は道路管理者が認めた場合の記名においては、**押印を省略**することができる。ただし、権利譲渡申請は除く。